

土木建築部総合評価競争入札審査委員会（平成19年度個別意見聴取） 議事概要

開催日時及び場所	①平成19年10月31日（水）正午 ～午後1時 京都国道事務所5F会議室 ②平成19年11月 5日（月）午後3時～午後4時30分 京都府公館3F第1会議室	
出席委員氏名（職業）	委員長 谷 口 栄 一 委 員 田 中 浩 一 委 員 町 田 玲 子	（京都大学大学院工学研究科教授） （国土交通省京都国道事務所副所長） （金沢大学教育学部教授）
議 事 概 要	「簡易型」16案件、「標準型」2案件について、地方自治法施行令に基づき、総合評価競争入札によることの可否及び評価に関する基準について意見を聴取する。 【結果】 計18案件について、総合評価競争入札によることで了解を得た。また、評価基準及び配点については、「簡易型」に2点の意見があったが、概ね事務局案どおり試行することで了解を得た。 【委員からの意見・質問とそれに対する回答等】	
意見・質問	回 答 等	
<簡易型> ・施工管理の項目の例で、緊急時の現場対応を選択した場合について、現場到着時間の判定を「主たる営業所」の場所で決めることはわかるが、「必要事項の記載」について明確な基準を定めておく必要がある。 例えば、「夜間や休日の緊急時、〇〇分以内に現場に複数の技術者が到着できる体制」など。 ・配置予定技術者の配点で、（H16以降で）実績無しを失格とするのは厳しすぎないか。あまり厳しくすると、応札者が減ってしまう。不成立の可能性もある。 全く実績のない者と15年以前には実績のある者と同じ扱いで失格というのは厳しいのではないか。 ・技術提案を求める際、その表現を考えること。「〇〇に関する工夫」、「□□に対する配慮」など。 ・加算点評価項目の「雇用」や「機械の自社所有による緊急時の対応」などが府の施策と合致することは分かった。 ・この加算点項目なら、府内市町村でも取組みやすい内容である。	・案件毎に基準が違ったりすることの無いよう、明確な基準を定めることとしたい。 ・御意見を踏まえ、条件を緩和する方向で検討する。 →（平成16年度以降の実績を平成11年度以降の実績に拡大する。） ・公告時には、応札者に誤解の無いように、表現を工夫する。 ・「府民の安心・安全」を第1に評価項目を考えている。 ・加算点項目を考える際、市町村向けの啓発も念頭に置いている。	

【委員からの意見・質問とそれに対する回答等】

意見・質問

回 答 等

<標準型>

・標準型において、10年間の維持管理費用の上限とした「110,000,000円」の根拠は何か。

・供用開始後の不具合は建設によるものと維持管理によるものがある。事前に業者と府のリスク分担(不具合の責任区分)について定めているか。

了解。

・既設機械の維持管理費用で、電力費や薬品費の合計額である。したがって、既設機械よりも維持管理費用の安いことが応募条件の一つである。

・不具合が生じた時点で、その原因により、いずれの責任かを定めることになる。

また、下水処理場内の工事であり、外部の第三者に影響を与える可能性は少ない。

【試行件数の変更にかかる報告】

平成19年12月3日（月）

意見・質問

回答等

<事務局より報告>

簡易型16件の実施予定のうち、1件が地元の都合により発注を見合わせた。

また、丹後土木事務所で大手川河川激甚災害特別緊急工事で、2件追加実施をする。

1件の減・2件の増で、簡易型は17件の発注となる。